|  |  |
| --- | --- |
| **::基金設置さぎょう:web画像作成など:machiko-logo-mono.jpg** | **沖縄まちと子ども基金****2022年度助成プログラム****申請要項** |
| Ver.0420 | **:::::mfo事務備品:MFOロゴ:mfo-logo公益モノ.jpg** |

沖縄の子どもの貧困・孤立の解決をめざす

NPOと研究者が協働で取り組む事業や調査を

応援する助成プログラムです。今年度は「コロナ禍における子どもの権利」を重点的に募集します。

1. **趣旨〜本プログラムについて**

　沖縄では子どもたちの貧困・孤立が深刻化しています。多くの統計的数値が、子どもたちを取り巻く貧困のリスクの高さを予測させてはいるものの、その実態が社会的に共有されてはいない現状があります。

　沖縄の子どもたちの未来は、沖縄の未来そのものです。行政あるいはNPO等市民公益活動団体が、この課題の解決に取り組んでいますが、制度・政策の拡充、社会的な認識を高め担い手を増加させることにより、根本的な解決をめざさねばならない状況にあると言えるでしょう。

　そこで、本基金からの助成プログラムは、次の目的により実施します。

* NPO等と研究者とが協働し、事業や調査の実施を行い、客観的な分析・検証によってこの課題の解決をめざす
* NPO等が実施する、課題の解決・救済をめざす事業がモデル化され、それが伝播することで、他の多くの取組みを生み出す。
* 今回特定テーマに上げている、「コロナ禍における子供の権利」は、昨年度当財団で実施した助成事業「コロナ禍で孤立したNPOとその先の支援」において、
	+ ・子どもを初めとした社会的弱者に対して、緊急で彼らの権利を制限する可能性があるときは、事前にステークホルダーを集め、そのリスクや長期的な影響を市民レベルで議論することが必要。
	+ ・また、ここで権利の制限に関する共通の基準が必要で、子どもの権利条例のような法令や制度によって権利の保障のための基盤を整備する必要がある

という提言の中から、今求められているテーマとして財団内で決定した。

　なお、本基金は、平成23〜24年度沖縄県新しい公共支援事業の一環として設置された「沖縄県域市民活動支援基金設立準備委員会」での議論を経て2012年12月に設置されました。それ以降、この基金にいただいた寄付金から、助成金を交付します。

**■沖縄まちと子ども基金　https://miraifund.org/kikin/machiko/**

**この基金へご寄付くださったみなさまへ、心より感謝申し上げます**

1. **流れ　〜申請から助成・報告まで**

|  |  |
| --- | --- |
| ●申請 | NPO等または研究者から、助成対象となる事業を当法人に申請します。団体からの申請の場合、申請の前に、指定されたNPOデータベースに登録し、団体の基本情報を公開してください。 |
| ●選考 | 当法人の「助成等選考委員会設置規程」に基づき設置された選考会によって、このプログラムに採択する事業を選考します。 |
| ●報告 | 採択団体は、助成対象となった事業・調査が確かに実施され、寄付金が有効に活用されたことを、寄付者や社会に対し報告を行っていただきます。当法人指定の報告書を提出する他、実施した調査の報告書を提出していただきます。 |
| ●助成 | 「沖縄まちと子ども基金」は、趣旨に賛同し寄せられた寄付金を基金として積み立てています。基金から助成金として採択団体へ交付します。助成の金額、採択団体数は、基金の状況に応じて決定します。 |



図：本プログラムの流れ

1. **助成対象事業**
2. **助成対象事業について**

助成の対象となる事業は次のとおりです。

1. NPO等市民公益活動団体または研究者が実施する、沖縄県の子どもたちの貧困・孤立の解決をめざし、子どもたちの未来を拓く、地域の環境づくりに寄与する、公益的な事業・調査であること。
2. NPO等公益活動団体と研究者が協働で行う、事業と調査、または、調査であること。
* 申請者が団体の場合は、次節の研究者の要件の(1)(2)を満たすものとの協働事業であること。
* 申請者が研究者の場合は、次節の団体の要件の(1)を満たす団体との協働事業であること。
1. 申請事業は次に掲げるような事業・調査であること。
* 事業の事前調査（実施しようとする事業・活動に必要な事前に行う調査）
* 事業の伴走調査（実施しようとする事業のプロセス・成果について、分析を行う調査・検証）
* 事業結果の検証・啓発（行政・企業等や社会全体に対し提言を行うために、実施しようとする（した）事業の結果の調査・検証）
1. 申請団体または研究者がすでに取り組んでいる事業の申請も可能とする。また、本プログラムをきっかけに新規事業に取り組まれることも歓迎する。
2. 本プログラムからの助成で実施した調査の結果をまとめ、公表できる形（調査報告書、提言書等）で提出できること。
3. 以下のいずれかに該当する事業は対象外とする。
* 営利を目的とするもの
* 実現可能性のない事業（関係機関との調整が不十分、計画が壮大過ぎる、など）
* 個人的な活動や趣味的なサークルなどの活動
* 特定のグループの交流・親睦に過ぎない活動
* 他の団体や調査会社などに全てを委託する事業・調査
* 暴力団の支配下にあるもの、またその関係にあるもの
1. **助成対象事業の実施期間**

　原則として、2022年10月〜2023年9月

1. **助成対象となる方**

本プログラムに申請できるのは、**A. NPO等市民公益活動団体**または**B. 研究者**です。それぞれの要件は以下の通りです。

1. **NPO等市民公益活動団体**　（以下、団体と言う）

下記の全てに該当する団体が対象となります。

1. 沖縄県内に事務所を置くNPO等市民公益活動団体（法人格の有無は問いません）であること
2. 団体の情報を積極的に公開していること。それを示すものとして、以下の条件を満たすこと。
* みらいファンド沖縄「沖縄NPOデータベース」に登録していること
* 日本財団の公益コミュニティサイト「CANPAN」に団体登録し、情報開示レベル★５つを取得していること　　CANPAN→ http://fields.canpan.info/
1. 申請に必要な書類を全て用意できること。
2. 申請期間終了後、およそ３週間以内に実施する当法人のヒアリングに対応できること。
3. 助成対象事業の終了後、その事業が実施された報告を必ず行うこと。報告については、当法人への報告のみならず、広く社会に対して行うこと。
4. 助成対象期間終了後２ヵ月以内に、当法人指定の報告書に記入し、提出できること。
5. 助成金の使途を原則、すべて公開できること。
6. **研究者**　（以下、研究者と言う）

下記の全てに該当する研究者（または研究グループ）が対象となります。

* 1. 大学等の研究機関に所属する者、または大学院博士課程に所属する学生であること。なお、これまでの研究業績や科研費等の研究助成を受けた経歴を、web等で確認できることが望ましい。
	2. 申請時に、これまでの研究活動の内容や成果の分かる資料を提出できること。資料とは、研究業績一覧、学会・大学等が発行する論文集に掲載された論文、あるいは出版された書籍の概要や書評などのことを指す。（コピー可）
	3. 申請に必要な書類を全て用意できること。
	4. 申請期間終了後、およそ３週間以内に実施する当法人のヒアリングに対応できること。
	5. 助成対象事業の終了後、その事業が実施された報告を必ず行うこと。報告については、当法人への報告のみならず、広く社会に対して行うこと。
	6. 助成対象期間終了後２ヵ月以内に、当法人指定の報告書に記入し、提出できること。
	7. 助成金の使途を原則、すべて公開できること。
1. **助成額と対象経費**
2. **助成額**

１件の助成額の上限は、100万円とします。

（今回は、総額140万円程度で、2件程度の採択を予定しています）

* 他の助成金等と組み合わせることも可能です。
* 本プログラムからの助成金は、事業と調査、あるいは調査にのみ充当するものとし、事業・活動のみへの充当は認められません。
1. **助成対象経費**
* 人件費（アルバイト等。団体・研究者に所属する者の人件費は、助成総額の40％以内とします）
* 消耗品費（文具購入費、資料購入費、燃料費、等）
* 通信運搬費（郵送費、通信費、等）
* 印刷製本費（印刷費、編集費、デザイン費、等）
* 協力者謝金（ヒアリング、講師等への謝金。団体の構成員、申請事業に関わる研究者への謝金は、人件費に該当します）
* 旅費（協力者旅費、スタッフ旅費、等）
* 賃借料等（会場費、機材費、外注費、委託費、等）
* その他、必要と認められるもの（例：保険料、関連研究会等参加費、等）

　下記のような経費は対象外です。

* 団体の運営に係る経常的な経費、飲食費、土地建物の取得及び補償費
* 機材や備品の購入が目的のもの
1. **申請**

下に挙げる書類を、当法人へ期日までに提出してください。提出の際は、配達の記録の残る「特定記録郵便」等で郵送するか、当法人事務局へ持参してください。

* + - 「助成申請書」
		- 申請事業に関与する研究者（の代表者）の研究業績がわかる資料を必ず添付してください（コピー可）。なお、資料とは、研究業績一覧、学会・大学等が発行する論文集に掲載された論文、あるいは出版された書籍の概要や書評などを指します。

|  |
| --- |
| 申請の〆切：　**2022年9月30日（金）17:00必着** |

* 「助成申請書」は、ウェブサイトからダウンロードできます。
* 申請者がNPO等の団体の場合、申請期限までに、みらいファンド沖縄「沖縄NPOデータベース」の登録、日本財団CANPANの団体登録を済ませてください。
1. **選考**
2. **選考の方法**

選考は、「申請書類」の内容と、当法人「沖縄NPOデータベース」と日本財団「CANPAN」で開示されている情報を元に、当法人が「助成等選考委員会設置規程」に基づき設置する当プログラム選考会において選考します。選考の結果は、2022年10月初旬頃通知します。

* 選考会の前に、当法人スタッフが電話または訪問してのヒアリングを実施する場合があります。
1. **選考基準**

本プログラムの趣旨を鑑み、下記の選考基準を念頭に置き、選考委員の合議によって、採択の可否と助成額を決定します。助成額は、選考会の判断により、申請時の助成希望額から変更となる場合があります。

|  |
| --- |
| **選考基準*** 本助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか
* 沖縄の子どもたちの貧困・孤立の解決をめざす、公益的活動であるか
* 事業・調査のプロセス・成果を社会に還元することが企図されているか
* 計画されている調査・検証の方法が妥当か
* 事業の企画において、その目的や目標が明確に示されているか
* 予算等が明確で、妥当性があり、確実に実施されるか
* 適切な方法で、社会に対し報告が行われるか
 |

1. **助成**
2. **助成金交付時期と方法**
* 採択決定時に通知した助成額を上限として、事業終了後に提出していただく「助成事業実施報告書」に記載された、事業実施のために使用した支出額を助成します。助成金交付時期は、報告書提出のおよそ１ヵ月後です。
* 前払いを希望する場合は、「前払い申請書」を提出していただきます。なお、事業終了後、報告書に記載された支出額が前払い額より下回った場合、差額を返還していただきます。
1. **助成金交付に関するその他の事項**
2. 事業の変更・中止・不履行があった場合
* 採択事業の内容を大幅に変更することは、原則認められません。採択事業を中止・変更する場合は、速やかに当法人へ報告を行ってください。
* 軽微な変更の場合は、当法人へご相談ください。
* 当法人が指定する期日（概ね助成対象事業終了後2ヵ月後）までに、「助成事業実施報告書」の提出がない場合は、助成事業が不履行であったと見なし、助成金を全額返還していただきます。
1. 下記の場合は、助成金を交付することができません
* 助成金が不正な利益の取得や供与に使用された場合
* 助成事業が事前の報告なく変更・中止された場合
1. 助成金の返還があった場合、次年度の助成金として繰り越します。
2. **報告**
3. **当法人への助成事業実施の報告**
* 当法人が指定する日までに、所定の書式で「助成事業実施報告書」（A4用紙3枚程度）を当法人に提出してください。
* 上記報告書と合わせて、本プログラムからの助成金で行った調査の結果をまとめたもの（調査報告書、提言書等）も提出してください（コピー可）。いただいた調査結果は、当法人のウェブサイトで公開させていただきます。報告書の著作権は、採択団体・研究者に帰属し、当法人が利用・公開する際は採択団体・研究者の名前を明記いたします。
1. **社会に対する助成事業実施の報告**
* 採択団体・研究者は、インターネットをはじめ、可能な手段を用いて、実施した事業・調査の報告を広く社会に対して行っていただきます。その方法については、申請時点で提案いただきます。
1. **その他**
2. **本プログラムに対する質問等について**

申請事業に関するお問合せや相談は随時受付けています。電話またはメールでご連絡の上、当法人事務局までお越しください。

1. **その他留意事項**
* 申請書は提出の前に必ず控え（コピー）をとって、保管してください。申請書は返却いたしません。
* 提出していただいた「助成事業実施報告書」の内容は、当法人のウェブサイト等で紹介させていただく場合があります。
* 採択団体・研究者は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収証等）は５年間保管し、いつでも閲覧ができる状態にしておいてください。

沖縄まちと子ども基金　助成プログラム

2022年度 全体スケジュール

本日〜9月末日　助成申請期間（canpan情報開示レベル★５獲得）

10月1日〜14日　当財団からのヒアリング期間

10月最終週　選考会→助成可否通知

助成対象事業　実施期間助成決定から1年間

※着手金として50%までの交付が可能

事業終了後　事業報告書提出、助成金残額交付

**■申請先、お問合せ先**

****

903-0824　那覇市首里池端町34　2F首里スタジオ内

tel. 098-884-1123　fax. 098-882-2400

e-mail office@miraifund.org

**https://miraifund.org**